

売掛債権譲渡承諾事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、佐倉市契約事務要綱（平成13年4月1日施行）第32条第2号の規定により、佐倉市と契約を締結している者が、平成15年4月10日付け総行第50号・国総振第205号通知（以下「総務省・国交省連名通知」という。）に通知された中小企業信用保険法に基づく売掛債権担保融資保証制度（以下「売債制度」という。）を利用する場合における、契約代金債権（以下「債権」という。）の譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(譲渡債権の範囲)

第2条 譲渡される債権は、契約代金から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び契約により発生する佐倉市の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。ただし、契約が解除された場合においては、出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する契約代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び契約により発生する違約金等の佐倉市の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。

2 前項の譲渡債権は、第4条に定める承諾の時点により発生する債権であり、未発生債権を含むこととする。

3 契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、契約代金額の増減に連動して債権譲渡も増減するものである。契約変更により、契約代金額に増減が生じた場合には、売掛債権譲渡担保契約証書の金額及び売掛債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）の金額は変更後のものとする。

4 債権譲渡の承諾は、1契約について1回とする。また、下請セーフティネット債務保証事業との併用は、認めないものとする。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第3条 債権の譲渡人は売債制度を利用しようとする者（以下「債権譲渡人」という。）とし、債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は「中小企業信用保険法施行令」第1条の2に規定する金融機関及び信用保証協会法に基づき設立された信用保証協会とする。譲渡された債権は、金融機関と信用保証協会が準共有する。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 当該出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、業務履行報告書（様式第2号）の受領をもって足りることとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を契約担当課に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

(1) 売掛債権譲渡承諾依頼書 4通

(2) 債権譲渡人と債権譲受人の締結済の売掛債権譲渡担保契約証書の写し

1 通

- (3) 発効日から3ヶ月以内の債権譲渡人の印鑑証明書 1 通
ただし、債権譲受人及び債権譲受代理人の印鑑証明書は不要とする。
(債権譲渡の承諾基準)

第6条 債権譲渡は、次の全てが確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 売掛債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。
ア 売掛債権譲渡承諾依頼書に、必要事項の全てが記載されていること。
イ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が、契約書と一致していること。なお、契約締結等を委任された債権譲渡人の場合は、契約締結時に提出された委任状により確認すること。
ウ 債権譲渡人の実印が、印鑑証明書と一致していること。
エ 契約締結日、事業名、事業場所、契約期間に誤りがなく、かつ第2条に定める債権譲渡の範囲を満たしていること。
オ 契約代金額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が、契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
(2) 締結済の売掛債権譲渡担保契約証書の写しが提出されていること。
ア 債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が売掛債権譲渡承諾依頼書記載のものと一致していること。
(3) 債権譲渡人の印鑑証明書が提出されていること。
ア 発行日から3カ月以内のものであり、原本が提出されていること。
(4) 業務履行報告書が提出されていること。
ア 事業進捗率が2分の1以上であることを確認すること。
(5) 当該契約が解除されていないこと又は契約書に定める発注者の解除権に該当するおそれがないこと。
(6) 債権譲渡人が当該契約代金債権者であること。
(債権譲渡の承諾)

第7条 債権譲渡の承諾は、契約担当課長が行うものとし、第5条に基づく適正な売掛債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、第6条の事項を確認したうえで、売掛債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

- 2 前項の交付は、売掛債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後遅滞なく行うものとする。
3 売掛債権譲渡を承諾した場合は、直ちに債権譲渡整理簿（様式第3号）に記載する。
4 売掛債権譲渡承諾書を当該契約の支出負担行為伝票に綴り合せて保管する。
5 売掛債権譲渡承諾書の写しを当該契約書に綴り合せて保管する。
6 売掛債権譲渡承諾書の写しを会計管理者にあて送付する。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 第5条に定める適正な売掛債権譲渡承諾依頼書等の提出が無い場合又は第6条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、速やかに、債権譲渡不承諾通知書(様式第4号)により通知するとともに、債権譲渡整理簿に別様を設けて、その旨記載する。

(出来高確認)

第9条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、出来高確認協力依頼書(様式第5号)を提出するものとする。

3 前項の出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、支障のない範囲内で現場への立入りを承認する。

(契約代金等の請求)

第10条 債権譲受人は、契約に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び契約代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた契約代金債権の範囲内で、支払いを請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は契約代金等の請求をすることができない。

2 債権譲受人が、契約に基づき確定した契約代金等の支払いを請求するときは、次の書類を提出させるものとする。

(1) 契約代金請求書(様式第6号) 1通

(2) 佐倉市の承諾印押印済みの売掛債権譲渡承諾書の写し 1通

(3) 売掛債権譲渡担保契約証書の写し 1通

3 債権譲渡された契約代金の支出伝票には、その摘要欄に「売掛債権譲渡(債権譲渡人の商号)分」と朱書きする。

(様式類の整備)

第11条 売債制度を実施するにあたって必要な金融機関及び保証協会における取扱や契約書その他の様式類等で要領に定めのないもの(信用保証協会等内部の処理を定めた内規、信用保証委託契約書、債権譲渡担保契約証書、特約書等)(以下「様式類」という。)は、売債制度の監督官庁が定め、又は当該金融機関が監督行政庁、保証事業の監督庁あるいは保証協会と協議の上、必要な手続きを経て定めることとなる。

(不正時の対応)

第12条 売債制度の監督官庁、金融機関の監督行政庁、保証協会又は捜査機関等が、債権譲渡人や金融機関が売債制度に関し不正を行ったと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、佐倉市は、当該不正を行った者又は金融機関を債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとする。

2 債権譲渡人や金融機関が佐倉市に提出した書面が明らかに偽造・改ざん等

がなされた不正なものであったときは、佐倉市は、売債制度の監督官庁、金融機関の監督行政庁にその事実を通報するものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。